

域内外の人とのつながり強化のための地域マーケティング事業
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の理由

これまで、十勝・帯広に関心のある人（顧客）が十勝に何を求めているかの把握が不十分であり、また顧客の見える化もできていなかった。加えて、昨今は情報過多の時代であり、行政や事業者が情報発信を行っても顧客に対し中々情報が伝わらなくなっている。

これらの課題を解決し、効果的な産業振興を図るため、顧客の掘り起こしを行い、その中でも十勝産商品の愛用者や、十勝へ何度も旅行に来るなど、特に関心のある人（優良顧客）を絞り込み、そうなったきっかけや具体的な関心事などを調査・分析し、結果に基づいたプロジェクトを立案する地域マーケティング事業を実施する。顧客の行動傾向の把握や十勝の魅力を言語化するなどし、これらに基づくプロジェクトを立案し進めることで、域内外の人とのつながり強化をはかり、新たな顧客の獲得や商品の販売拡大、高付加価値化、新商品開発などを効果的に進めていく。

本事業は顧客の掘り起こしや絞り込み、調査、分析、プロジェクト立案など多岐にわたり、事業の進め方も様々な方法が考えられることから、価格だけでは事業実施にあたり最適な事業者特定できないため、下記業務に対応可能な事業者を広く公募し、企画提案書の提出を求め、当該業務委託先を選定するものである。

2 業務等の概要

別紙仕様書による。

3 実施主体（担当部課）

フードバレーとかちプロモーション実行委員会（事務局：帯広市経済部経済室経済企画課）

4 プロポーザルの方式

公募型とする。

5 参加資格条件

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ・ 帯広市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 29 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ・ 仕様書に基づく個人へのヒアリング・アンケート等の調査やそれらの結果を踏まえた分析、戦略立案の実績を有すること。
- ・ 市税を滞納していないこと。

6 公募要領の入手方法、場所

帯広市ホームページより取得、または帯広市役所7階帯広市経済部経済室経済企画課にて配布する。

7 参加申込

(1) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

帯広市税完納証明書（帯広市において課税されている場合に限る。）

現在事項全部証明書（写しで可）

(2) 提出方法

帯広市経済部経済室経済企画課に持参又は郵送。

(3) 提出期限

令和2年6月25日（木）午後5時30分（必着）

(4) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市経済部経済室経済企画課内
フードバレーとかちプロモーション実行委員会

(5) 参加資格の有無

参加資格については、有無に関わらず各参加者に通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

② 見積価格（任意様式）

(2) 提案書に記載すべき事項

・企画提案書は自由様式とするが、次の事項に対する回答（提案）を盛り込んだ形式とする。

ア 顧客の掘り起こし方法

イ 顧客中から優良顧客への絞り込み方法

ウ 優良顧客に対する調査方法

エ 新型コロナウイルス感染症が流行した場合の調査方法

（ウの調査方法が、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける場合）

オ ウ及びエの調査結果の分析方法

カ オの分析結果（想定）に基づく戦略案

キ 実施スケジュール

ク 同種又は類似する事業の実績

・提案書の用紙サイズは、原則としてA4版とする。ただし、図や写真等を別添資料として添付する場合、A3版として折り込むことは可能とする。

(3) 留意事項

- ① 企画提案書等は、1者1提案までとする。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 企画提案書等に用いる文言は、専門知識を有しないものでも理解できるよう留意すること。

(4) 提出方法

帯広市経済部経済室経済企画課に持参又は郵送。

(5) 提出期限

令和2年7月16日(木)午後5時30分(必着)

(6) 提出先

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市経済部経済室経済企画課内
フードバレーとかちプロモーション実行委員会

(7) 提出部数

正本1部、副本6部とする。

9 説明会

開催しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和2年6月15日(月)～7月7日(火)午後5時30分まで(必着)

(2) 提出方法・提出先

質問書(様式任意)により、19に記載する連絡先宛に電子メール等で受け付ける。

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、到着次第すみやかに回答する。なお、回答は質問者及び回答日において提案者として選定された者全てに通知し、併せて帯広市ホームページに掲載するものとする。

11 選定方法

(1) 委託業者の選定

委託業者の選定は、フードバレーとかちプロモーション実行委員会において選定委員会を設け、提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に勘案して選定する。

提案者の実績等を正確に評価するため、称号又は名称等を匿名とせずに審査するものとする。なお、帯広市ホームページ等での情報公開時は受託者以外の提案者名は匿名とする。

(2) 選定基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の評価基準に基づき審査及び評価を行う。

審査項目	審査基準	評価点
顧客の集め方	顧客を幅広く集めることができるか。	10
	掘り起こしの対象となる母集団の概要や、提案者との関係性、掘り起こしの方法など、顧客の集め方に実現性があるか。	10
優良顧客の絞り込み方	集まった顧客の中から、優良顧客を絞り込む視点や手法が明確で、効果的であるか。	10
優良顧客への調査・分析	調査人数、項目、手法などの調査内容が明確に示されており、かつ実現性があるか。	10
	提案書で示した調査方法で、優良顧客から地域マーケティングに資する情報を効果的に得られるか。	10
	優良顧客から得られた情報を適切に分析できるか。また、分析手法や分析結果のイメージがわかりやすく示されているか。	10
戦略立案	分析結果をもとに、新たな優良顧客の獲得や、商品の販売拡大、高付加価値化、新商品開発など、十勝・帯広と域内外とのつながりを強化するための戦略立案ができるか。	10
業務遂行能力	業務執行体制が整っているか。	10
これまでの実績	同種または類似する事業の実施実績はあるか。	10
価格	実施に係る費用は効率的か。	10

(3) 選定通知の結果

選定結果は採否に関わらず参加業者全てに通知する。

12 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日程

令和2年7月28日(火) 午前～(予定)

帯広市役所10階会議室(予定)

プレゼンテーションの順番は、原則、提案書の到着順とするが、希望がある場合は調整を行う。また、当日、機材等を使用する場合も調整を行う。

(2) 実施方法

① プレゼンテーションによる提案書の説明(30分以内) ※準備時間は除く。

提案書に基づいた説明(特徴・強み等)とし、説明者は2名を上限とする。

② 審査委員による質疑(15分程度)

(3) その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、プレゼンテーションの実施日程や方法を変更する場合は、提案者に別途通知する。

13 スケジュール

令和2年6月15日(月)	プロポーザル参加業者公募開始
令和2年6月25日(木)	参加申込書提出期限
令和2年7月7日(火)	質問書提出期限
令和2年7月16日(木)	企画提案書提出期限
令和2年7月28日(火)	プレゼンテーション及び選定
令和2年7月31日(金)	契約締結・業務開始

14 留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑥ 2以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- ⑦ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑧ 本項で定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない(誤字・脱字等の軽微なものを除く。)

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する際には、辞退届(様式任意)を提出するものとする。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとす
る。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、本会が準用する帯広市情報公開条例に基づく情報公開
請求の対象となる。
- ④ 企画提案書等の中に、参加者の重要な秘密情報が含まれる見込みがあり、秘密保持
契約の締結が必要となる場合は、参加申し込み時に合わせて申し出ること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、公募型プロポーザルのスケジュールや
方法等を変更する必要がある場合は、参加者へ別途通知する。

15 遵守事項

成果品の内容の全てはフードバレーとかちプロモーション実行委員会に帰属するものとする。

16 契約に関する基本事項

選定された事業者と別紙仕様書に基づき協議を行い、随意契約により、域内外の人とのつながり強化のための地域マーケティング事業の委託契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

17 納期及び契約期間

納期は令和2年12月25日（金）とし、契約期間は契約締結日から令和2年12月25日（金）の納期までとする。

18 提案上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

19 連絡先

フードバレーとかちプロモーション実行委員会

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市経済部経済室経済企画課内

電話 0155-65-4167（直通）

FAX 0155-23-0172

E-mail keizai@city.obihiro.hokkaido.jp